

令和3年度事業報告書

参考資料

令和4年3月31日

一般社団法人 日本歯科専門医機構

令和3年度日本歯科専門医機構 事業報告書 参考資料 目次

参考資料1	共通研修申請状況	P2
参考資料2	機構主催共通研修	P3
参考資料3	歯科専門医領域の協議に関する進捗状況	P4

参考資料 1 共通研修申請状況

共通研修認定申請状況一覧（2021年度実施分）						
No.	学会名・施設名	受付年月日	受付番号	認・否	対象	備考/ 研修実施日/
1	日本歯科放射線学会	2020/12/23	21-Ⅰ-A01	認	社員学会	2021.05.23
2	日本歯周病学会	2021/3/19	21-Ⅰ-A02	認	公開	2021.05.22
3	日本歯周病学会	2021/3/19	21-Ⅱ-A01	認	公開	2021.05.22
4	日本小児歯科学会	2021/4/1	21-Ⅰ-A03	認	公開	2021.06.07
5	日本小児歯科学会	2021/4/1	21-Ⅱ-A02	認	公開	2021.06.07
6	日本歯科放射線学会	2021/4/13	21-Ⅰ-A04	認	社員学会	2021.10.30
7	日本歯科放射線学会	2021/4/13	21-Ⅰ-A05	認	社員学会	2021.10.30
8	日本歯科麻酔学会	2021/4/16	21-Ⅰ-A06	認	公開	2021.07.04
9	日本歯科麻酔学会	2021/4/16	21-Ⅱ-A03	認	公開	2021.07.04
10	日本歯科麻酔学会	2021/4/16	21-Ⅱ-A04	否	公開	2021.10.09
11	日本歯科麻酔学会	2021/4/16	21-Ⅱ-A05	否	公開	2021.10.09
12	日本口腔外科学会	2021/5/6	21-Ⅱ-A06	認	公開	2021.07.03
13	日本歯科麻酔学会関東臨床	2021/5/10	21-Ⅰ-A07	認	主催団体	2021.08.01
14	日本歯科麻酔学会関東臨床	2021/5/10	21-Ⅱ-A07	否	主催団体	2021.08.01
15	日本小児歯科学会	2021/7/12	21-Ⅰ-A08	認	主催団体	2021.09.01
16	日本小児歯科学会	2021/7/12	21-Ⅰ-A09	認	主催団体	2021.09.01
17	日本歯周病学会	2021/8/2	21-Ⅰ-A10	認	公開	2021.10.16-11.30
18	日本歯周病学会	2021/8/2	21-Ⅱ-A09(-A0	否	公開	2021.10.16-11.30
19	豊橋市民病院	2021/8/20	21-Ⅰ-E11	認	公開	2021.11.04
20	日本口腔外科学会	2021/8/27	21-Ⅰ-A12	認	公開	2021.10.30
21	日本口腔外科学会	2021/9/2	21-Ⅰ-A13	認	公開	2021.11.14-12.4
22	日本口腔外科学会	2021/9/2	21-Ⅱ-A10	認	社員学会	2021.11.14-12.4
23	日本口腔外科学会	2021/9/2	21-Ⅰ-A14	認	社員学会	2021.11.14-12.4
24	日本口腔外科学会	2021/9/2	21-Ⅰ-A15	認	社員学会	2021.11.14-12.4
25	豊橋市民病院	2021/9/16	21-Ⅰ-E16	認	公開	2021.11.18
26	防衛医科大学校	2021/10/15	21-Ⅰ-E17	認	主催団体	2022.01.26
27	日本口腔外科学会	2021/9/22	21-Ⅰ-A18	認	公開	2021.12.18
28	日本口腔外科学会	2021/11/18	21-Ⅱ-A11	認	公開	2022.1.22
29	日本歯周病学会	2021/10/25	21-Ⅰ-A19	認	公開	2022.1.12-3.1
30	豊橋市民病院	2021/11/5	21-Ⅰ-E20	認	公開	2022.1.27
31	日本歯科麻酔学会	2021/12/24	21-Ⅰ-A20	認	公開	2022.6.27-8.5

「2021年度 機構主催共通研修」

開催期日：

<第1期>2022年1月25日（火）～3月10日（木）

<第2期>2022年2月25日（金）～3月25日（金）

※今年度の機構主催共通研修は2回に分けて実施いたします。

ご都合に合わせて第1期または第2期をご選択ください。（講演内容は同一です）

申込期間：

<第1期>2021年12月20日（月）～2022年1月20日（木）

<第2期>2022年1月21日（金）～2月15日（火）

開催方法：

Web配信による講演

講演内容：

研修項目	講師、所属、講演テーマ
医療倫理 (1単位)	伊藤 孝訓 先生 日本大学客員教授 「患者の自己決定権を擁護する医療コミュニケーション」
院内感染 (1単位)	小林 隆太郎 先生 日本歯科大学東京短期大学 学長 「新たなパンデミックに備える」
医療安全 (1単位)	中村 京太 先生 大阪大学医学部附属病院中央クオリティマネジメント部 部長 特任教授 「医療安全のアプローチ」

第 1 回理事会 (2021 年 5 月 20 日)

新たな 5 専門領域に関する協議の進捗状況

歯科保存専門医（仮称）、補綴歯科専門医（仮称）、矯正歯科専門医（仮称）、インプラント歯科専門医（仮称）、および総合歯科専門医（仮称）の創設に取り組み、意見交換会を重ねている。期日、回数については、前述記載された通りである。

進捗状況については、

- (1) 歯科保存専門医（仮称）は、歯科保存専門性が示され、提案された案を基本にさらなる協議を重ねている。
- (2) 補綴歯科専門医（仮称）は、補綴歯科の専門性について協議し、次いで、専門医の研修要件、研修施設の基準、連携する学術団体との在り方について検討している。
- (3) 矯正歯科専門医（仮称）は、専門医の研修要件、研修施設の基準に次いで、3学会の連携の仕方を検討している。なお、社員学会以外の学術団体の取り扱いについて機構の基本的な考えを伝えている。
- (4) インプラント歯科専門医（仮称）は、主要関連 2 学会における専門医の研修要件、研修施設について検証している。今後、具体的な事前審査（仮称）の実施へ向けた協議を行う予定である。
- (5) 総合歯科専門医（仮称）は、超高齢社会で求められている医学的配慮が必要なハイリスク患者の対応として、3学会（障害者歯科、有病者歯科、老年歯科）が対応することが決まり、新たな専門性を創設するための協議がはじまった。特に、それぞれの学会の特性を生かした連携の仕方を協議している。また、上記の専門性とは異なるゲートキーパー的な歯科医師の養成も必要であり、今後日本歯科医師会と連携し協議を進める必要があることも併せて協議している。

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況

(1) 総合歯科専門医（仮称）は、超高齢社会で求められている医学的配慮が必要なハイリスク患者の対応として、3学会（障害者歯科、有病者歯科、老年歯科）が連携することが決まった。既存の各学会専門医制度は尊重しつつも、各学会の専門医を追認するという形ではなく、全く新しいものを作っていくという考えで知恵を集めて作り上げるとの方針が改めて機構より示された。今後、専門医名称については、国民に分かりやすく内容を提示できるような名称を考える必要があるとの意見が出された。また、上記の専門性とは異なるゲートキーパー的な歯科医師の養成も必要と示されている。日本歯科医師会からもゲートキーパー的な総合歯科医が必要であると文書による見解を受理した。今後は、機構と日本歯科医師会とで、新たな専門医を創設するための協議を進める必要があることも併せて協議している。

第3回理事会（2021年7月8日）

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況

1. 矯正歯科専門医（仮称）：令和3年6月23日実施＜第9回＞

1) 3学会が連携して専門医の研修要件、研修施設に関する制度設計を進めているが、「矯正歯科専門医（仮称）が履修すべき基本研修と臨床研修の要綱」に基づき新規対象者について検討したところ、大多数は要綱の基準をクリアーしているが、8名が基準をクリアーしていないことが判明した。これらの未研修者に対して追加研修の具体案として、基本研修は1年間、日本矯正歯科学会基本研修機関（大学病院矯正歯科）で、臨床研修は1年間、日本矯正歯科学会臨床研修指定施設（大学病院・矯正歯科も可）で行う案がつけられた。各研修は1単位3時間（午前あるいは午後）で、1か月に4単位を取得し、1年間継続して研修することで、合計48単位（144時間）を取得する。（追加研修プログラムが提示された）そして、基本研修修了時には筆記試験、臨床研修修了時には自己治療症例を提出し、審査に合格することが義務付けられた。

2) 研修施設は、基本研修を行う日本矯正歯科学会基本研修機関31施設、臨床研修を行う日本矯正歯科学会臨床研修指定施設288施設以上ある。すべて常勤1名以上の臨床指導医が在籍する。現在の認定医7000名に対してレベルアップを図り、専門医300名を3000名程度に増やしたいとの報告を受けた。

2. 補綴歯科専門医（仮称）：令和3年6月23日実施＜第8回＞

1) 国民、一般歯科医師（含、歯科医師会）から理解が得られる補綴歯科の専門性について協議し、一定の合意が得られ、現在専門医の研修要件について協議している。研修施設について、認定研修機関（甲）は大学病院もしくは大学附属病院の補綴歯科治療に関連する講座または診療科で、指導医が1名以上その他の基準を満たしていること、認定研修機関（乙）は専門医認定委員会、理事会で認定された機関で、指導医が1名以上、その他の基準を満たし、実地調査を受け、適格と認定されていることが条件付けられた。関連学会の研修機関に関しては、本会と当該学会の相互乗り入れによる実地調査をする。そして、1年間の活動報告書の提出が義務付けられている。

2) 研修内容の専門医共通研修の指定項目の履修に関しては、

イ 日本歯科専門医機構が認定した研修会、シンポジウム等を受講した場合にのみ、所定の単位取得が認められる。

ロ 必修項目として、①医療倫理、②医療安全、③院内感染対策、選択項目として、④医療関連法規・医療経済とし、研修会1回受講につき、2単位とする。

ハ 研修会終了後に振り返りによるルーブリック評価を行い、A,B,Cと評価された場合に単位取得を認める。A：研修内容をすべての項目で修得できた。B：研修内容を十分修得できた。C：研修内容を概ね修得できた。D：研修内容の修得は不十分であった。なお、本会以外における共通研修会では、当該開催者の評価方法に従って単位取得を認める。

ニ イ～ハを満たした上で、10単位以上を必要とする。ただし、ロの必修項目3領域で各々2単位以上を含むこと、等について、今後、規約に盛り込むと報告された。

3. 歯科保存専門医（仮称）：令和3年6月24日実施＜第8回＞

1) 歯科保存の専門性について協議し、一定の合意が得られ、現在専門医の研修要件について協議している。専門医研修は、保存学会が中心となり、関連5学会（日本歯科保存学会、日本歯内療法学、

日本接着歯学会、日本レーザー歯学会、日本歯科審美学会) が連携し実施する。研修カリキュラムは、歯科保存学会教育ガイドラインを基に新たな専門医の制度設計の構築を目指し、いかにして新制度へ移行させるか協議された。

2) 「研修施設」とは、大学の附属病院診療科、講座（歯科保存修復治療又は歯内療法に関連する診療部門）を主体とする歯科医療機関で、「準研修施設」は、指導医の管理体制のもとで歯科保存修復治療又は歯内療法に関わる研修や教育を5年以上継続して行うことが可能な大学以外の施設とする。小規模個人診療所においては、指導医による歯科保存修復治療又は歯内療法に関わる専門教育が行われる環境及び人的資源が整備されていることを満たすこと。学会が認定する指導医が在籍すること等について協議されたが、まだ不十分であり、検討中である。

3. インプラント歯科専門医（仮称）：令和3年6月24日実施 ＜第8回（打合せ会として第4回）＞

1) 当初3学会で協議していたが、現在では2学会（口腔インプラント学会、顎顔面インプラント学会）で協議している。前回の顎顔面インプラント学会のアンケートによる研修施設実態調査の結果報告に続いて、口腔インプラント学会の実態調査の報告を受けた。研修機関として大学系施設(29施設)、医学系施設(18施設)、臨床系施設(25施設)があり、臨床系施設の運営実態について集中協議された。認定講習会は受講費5000～8000円で、112単位(84時間)以上で、1年以内に終了し、臨床指導は5年以上とのことである。入会金、年間費、受講料等について一覧表が提示された。認定講習会は施設所在地で行うが、実習等は原則施設申請時に登録した所在地において行うとある。

2) 臨床系施設においては、基準を満たした基幹的な一つの歯科診療所を研修の場として認定し手術見学などを実施しているが、専門研修医は当該施設に勤務するのではなく各自が勤務する複数の歯科診療所での自験症例への指導・介助を受けながらグループとして研修を行っている（提出PPTから抜粋）。また、参加者から、講演のみで実地指導が不備であるという発言があった。同学会によるオートノミーに基づいた問題点の抽出と、それに伴う改善が求められ、参加者から内部改革を進めるという発言もあった。まだ不明な点があるので継続協議とする旨が伝えられた。

令和3年度第5回理事会資料

歯科専門医領域の協議 に関する進捗状況

日本歯科専門医機構

2021年11月10日現在

1

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（1/5）

令和3年10月28日現在

(1) 補綴歯科専門医（仮称）

連携希望学会：日本補綴歯科学会・日本顎咬合学会

開催：12回の意見交換会を実施した

国民、一般の歯科医（含、歯科医師会）から理解が得られる補綴歯科の専門性について協議し、一定の合意を得たのちに、専門医の研修要件について協議している。基本的に補綴歯科学会が専門医、研修基準（含、研修施設）を策定し、その基準を基に顎咬合学会（開業歯科医が多い）が、参入することで合意した。

補綴歯科学会は、新制度への移行措置として暫定期間を設け、機構認証移行基準を設定し、**先ず認定研修機関の代表指導医（103名）を申請し、研修施設の確定を図ることになった。その後、補綴学会指導医・専門医が認証基準を満たした段階で、機構認定専門医として申請する。**学会専門医の移行申請は猶予期間をもって単位の更新を行い、確実に単位を修得したものが更新時期に認定試験を受験する。なお、移行に当たり、新研修要件との整合性を調査するが、不足部分は外付けの研修等で補うこととし、具体的内容を決定する。**今後は、不足要件の充足、機構申請書類の作成、新専門医の認定試験の整備を進める。**

2

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（2/5）

令和3年10月8日現在

(2) 歯科保存専門医（仮称）

連携希望学会：日本歯科保存学会・日本歯内療学会・日本接着歯学会・
日本レーザー歯学会・日本歯科審美学会

開催：11回の意見交換会

歯科保存の専門性については、一般の歯科医から理解が得られる歯科保存の専門性について協議し合意を得た。今後、歯科保存学会が先導して研修システム等についてまとめ、先行して認証を受けることで合意した。歯内療学会、日本接着歯学会、レーザー歯学会、日本歯科審美学会の4学会が認証を受ける際、連携協力することとなった。その連携の仕方は、それぞれの学会背景（開業医が多い数、他学会専門医の混成等）が異なるので、各学会における対応を考えることになった。

さらに、現行の学会専門医が機構専門医に移行する際の移行の要件、研修内容、研修施設の基準（主と準施設）について、引き続き検討する。

3

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（3/5）

令和3年10月28日現在

(3) 矯正歯科専門医（仮称）

連携希望学会：日本矯正歯科学会、非社員学会（日本成人矯正歯科学会、
日本矯正歯科協会）

開催：13回の意見交換会を実施した

日本矯正歯科学会が制定した新たな「矯正歯科専門医（仮称）が履修すべき基本研修と臨床研修の要綱」に基づき新規対象者について検討した。3学会の大多数は試験、基本研修、臨床研修ともに要綱の基準をクリアしたが、一部において研修基準をクリアできていないことが判明した。

その後、追加研修の協議に入ったが、修了した研修内容、研修施設、指導医名等について不明瞭な点が抽出され、さらに実態調査を行うことになった。また、新たな専門医認証試験を付すことが決まった。

現在、日本矯正歯科学会のみが機構社員なので、申請は日本矯正歯科学会の会員であることが必須条件となる。日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会の会員については、2年の猶予期間後は対象としない。2学会のこれまでの研修実態を報告するよう求めたが未だ明らかでないため、継続して協議することとなった。

4

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（4/5）

(4) **インプラント歯科専門医（仮称）** 令和3年10月8日現在

連携希望学会：日本口腔インプラント学会・日本顎顔面インプラント学会・日本臨床歯周病学会

開催：1～4回意見交換会、5～11回は2学会の打ち合わせ会

当初3学会で協議していたが、現在は関連2学会（口腔インプラント学会、顎顔面インプラント学会）で、研修等条件を策定することになった。

両学会から研修について説明される中で、両学会からこれまでの経緯が語られたが、2学会の主張に隔たりが大きく進展が遅れた。

さらに、機構より両学会の研修実態について報告を求めたが、自らの存在の意義と相手の欠点を述べるに留まり協議は停滞している。なお、両学会より、これまでの研修方法、研修施設、症例数、施設等の実態についてアンケート調査を実施し、結果報告があったが、両学会共に機構が求める質の担保に満足いく内容で無く、問題点として以下の特徴が明らかになった。

1. 口腔インプラント学会の臨床系研修施設群において、実技研修が十分に実施されていないこと。
2. 顎顔面インプラント学会は、研修プログラム自体無い研修施設が多く、また、症例数が十分確保できない研修施設があること。

これまでの経緯より、両学会のオートノミーに委ねることは困難と判断し、今後は3団体でワーキンググループを作り、研修内容等について協議することとした。

5

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（5/5）

(5) **総合歯科専門医（仮称）** 令和3年8月25日現在

連携希望学会：日本歯科医学会連合・日本顎関節学会・日本レーザー歯学会・日本障害者歯科学会・日本口腔インプラント学会・日本有病者歯科医療学会・日本歯科医療管理学会・日本歯科保存学会・日本口腔診断学会・日本歯科審美学会・日本老年歯科医学会・日本歯科薬物療法学会

開催：1～4回意見交換会、5～8回は3学会の打ち合わせ会

厚労省のワーキンググループの提言に基づき、ハイリスク患者、地域包括ケア、ならびに多職種連携へ対応可能な専門性を有する歯科医師の養成として、3学会（障害者歯科、有病者歯科、老年歯科）が連携することが決まった。

現状の各学会の研修内容、施設、専門医数等について提示を求めた。既存の各学会専門医制度は尊重しつつも、各学会の専門医を追認するという形ではなく、新しい専門領域を創るという考えで知恵を集め進めるよう機構より求めた。

そこで、機構が考える3学会で構成される専門医について、研修プログラム（研修目標、到達目標等）を作成し、提案することで合意を得た。また、当該専門領域の専門医名称について、国民が分かりやすいのを考える。

また、当機構並びに日本歯科医師会から、上記とは異なるゲートキーパー的な歯科医師の役割も必要と示された。現在、その在り方について、機構と日本歯科医師会とが協議を開始した。

6

歯科専門医領域の協議 に関する進捗状況

日本歯科専門医機構

2022年2月1日現在

（前回の2021年12月16日以降の開催なし）

1

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（1/5）

令和3年11月25日現在

- (1) 補綴歯科専門医（仮称）
連携希望学会：日本補綴歯科学会・日本顎咬合学会

開催：13回の意見交換会を実施した

国民、一般の歯科医（含、歯科医師会）から理解が得られる補綴歯科の専門性について協議し、一定の合意を得たのちに、専門医の研修要件について協議している。基本的に補綴歯科学会が専門医、研修基準（含、研修施設）を策定し、その基準を基に顎咬合学会（開業歯科医が多い）が、参入することで合意した。

補綴歯科学会は、新制度への移行措置として暫定期間を設け、機構認証移行基準を設定し、先ず認定研修機関の代表指導医（103名）を申請し、研修施設の確定を図ることになった。その後、補綴学会指導医・専門医が認証基準を満たした段階で、機構認定専門医として申請する。学会専門医の移行申請は猶予期間をもって単位の更新を行い、確実に単位を修得したものが更新時期に認定試験を受験する。なお、移行に当たり、新研修要件との整合性を調査するが、不足部分は外付けの研修等で補うこととし、具体的内容を決定する。補綴歯科専門医の制度案は、ほぼ固まったので、今後は、機構申請書類の作成、新専門医の認定試験の整備を進めることとなった。

2

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（2/5）

令和3年12月16日現在

(2) 歯科保存専門医（仮称）

連携希望学会：日本歯科保存学会・日本歯内療法学会・日本接着歯学会・
日本レーザー歯学会・日本歯科審美学会
開催：13回の意見交換会

歯科保存の専門性については、一般の歯科医から理解が得られる歯科保存の専門性について協議し合意を得た。今後、歯科保存学会が先導して研修システム等についてまとめ、先行して認証を受けることで合意した。歯内療法学会、日本接着歯学会、レーザー歯学会、日本歯科審美学会の4学会は、連携協力することとなった。その連携の仕方は、それぞれの学会背景（開業医が多い数、他学会専門医の混成等）が異なるので、各学会における対応を考えることになった。さらに、現行の学会専門医が機構専門医に移行する際の移行の要件、研修内容、研修施設の基準（主と準施設）について、引き続き検討する。

- ・ 前回指摘された研修内容の細かな部分について修正を施した。
- ・ 5つの学会（保存学会・歯内療法学会・接着学会・レーザー学会・審美学会）の連携の仕方は、保存学会が中心として、それぞれの学会が相互乗り入れをする形で、研修施設等の制度構築を具体化する。新制度への移行のスケジュールを確認した。大きな進展がみられた。

3

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（3/5）

令和3年11月25日現在

(3) 矯正歯科専門医（仮称）

連携希望学会：日本矯正歯科学会、非社員学会（日本成人矯正歯科学会、
日本矯正歯科協会）
開催：14回の意見交換会を実施した

日本矯正歯科学会が制定した新たな「矯正歯科専門医（仮称）が履修すべき基本研修と臨床研修の要綱」に基づき新規対象者について検討した。3学会の大多数は試験、基本研修、臨床研修ともに要綱の基準をクリアしたが、一部において研修基準をクリアできていないことが判明した。

その後、追加研修の協議に入ったが、修了した研修内容、研修施設、指導医名等について不明瞭な点が抽出され、さらに実態調査を行うことになった。また、新たな専門医認定試験は実施することとなった。

現在、日本矯正歯科学会のみが機構社員なので、申請は日本矯正歯科学会の会員であることが必須条件となる。日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会の会員については、2年の猶予期間後は対象としない。2学会のこれまでの研修実態を報告するよう求めたが未だ明らかでないため、継続して協議することとなった。今後は、3団体が共有する新しい制度設計を作り、これまでの研修の一致性を確認する。

4

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（4/5）

(4) インプラント歯科専門医（仮称）

令和3年12月16日現在

連携希望学会：日本口腔インプラント学会・日本顎顔面インプラント学会・日本臨床歯周病学会

開催：1～4回意見交換会、5～11回は2学会の打ち合わせ会に引き続き、ワーキンググループでの検討(第2回)

当初3学会で協議していたが、関連2学会（口腔インプラント学会、顎顔面インプラント学会）で、研修等条件を策定することになった。

両学会から研修等について、両学会からこれまでの経緯が語られたが、2学会の主張に隔たりが大きく進展が遅れている。さらに、機構より両学会の研修実態について報告を求めたが、自らの存在の意義と相手の欠点を述べるに留まり協議は停滞した。両学会が実施したアンケート結果を用いて、研修方法、研修施設、症例数、施設等の実態について報告があったが、両学会共に機構が求める質の担保に満足いく内容で無く、医科の問題点が抽出された。

①口腔インプラント学会の臨床系研修施設群において、実技研修が十分に実施されていないこと。②顎顔面インプラント学会は、研修プログラム自体無い研修施設が多く、また症例数が十分確保できない研修施設があること。そこで、オートノミーに委ねることは困難と判断し、代表者によるワーキングを初めて対面協議することになった。

- ・各研修内容SB0sを突合させて、共通部分と特異的な部分を明らかにした。
- ・理事長の強力な指導と両学会が対面し協議することで、大きな進展があった。
- ・次回、新制度の研修内容を明らかにし、研修施設群を構築する予定である。

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（5/5）

(5) 総合歯科専門医（仮称）

令和3年11月26日現在

連携希望学会：日本歯科医学会連合・日本顎関節学会・日本レーザー歯学会・日本障害者歯科学会・日本口腔インプラント学会・日本有病者歯科医療学会・日本歯科医療管理学会・日本歯科保存学会・日本口腔診断学会・日本歯科審美学会・日本老年歯科医学会・日本歯科薬物療法学会

開催：1～4回意見交換会、その後3学会の打ち合わせ6回

厚労省のワーキンググループの提言に基づき、ハイリスク患者や多職種連携へ対応可能な専門性を有する歯科医師の養成として、3学会（障害者歯科、有病者歯科、老年歯科）が連携することが決まった。

現状の各学会の研修内容、施設、専門医数等について提示を求めた。既存の各学会専門医制度は尊重しつつも、新しい専門領域を創るという考えで知恵を集め進めるよう機構より求めた。そこで、機構が考える3学会で構成される新たな専門医について、研修プログラム（研修目標、到達目標等）を作成し提案した。専門性がわかりやすい症型分類等を用いて考案するよう求めた。また、当該専門領域の専門医名称については、総合歯科でなく、早期に国民が分かりやすい名称を考えることで合意した。

また、上記とは異なるゲートキーパー的な歯科医師の役割も必要と示され、機構と日本歯科医師会との協議で、機構の専門医研修と日歯生涯研修の紐づけ（外付け研修）を考え、専門医を目指すような仕組みについても検討することとなった。

歯科専門医領域の協議 に関する進捗状況

日本歯科専門医機構

2022年2月15日現在

1

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（1/5）

令和4年2月15日現在

- (1) 補綴歯科専門医（仮称）
連携希望学会：日本補綴歯科学会・日本顎咬合学会

開催：13回の意見交換会を実施した

国民、一般の歯科医（含、歯科医師会）から理解が得られる補綴歯科の専門性について協議し、一定の合意を得た後、専門医の研修要件について協議した。基本的に補綴歯科学会が専門医、研修基準（含、研修施設）を策定し、その基準を基に顎咬合学会（開業歯科医が多い）が、連携することで合意した。

補綴歯科学会は、新制度への移行措置として暫定期間を設け、機構認証移行基準を設定し、先ず認定研修機関の代表指導医（103名）を申請し、研修施設の確定を図ることになった。その後、補綴学会指導医・専門医が認証基準を満たした段階で、機構認定専門医として申請するが、学会専門医の移行申請は猶予期間をもって単位の更新を行い、単位を修得したものが更新時期に認定試験を受験する。なお、移行に当たり、新研修要件との整合性を調査し、不足部分は外付けの研修等で補うこととし、具体的内容を決定した。

補綴歯科専門医制度案は、ほぼ固まったので、新専門医認定試験の整備を進めるとともに、整備委員会において機構申請書類作成等の協議を実施することとした。

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（2/5）

令和4年2月15日現在

(2) 歯科保存専門医（仮称）

連携希望学会：日本歯科保存学会・日本歯内療学会・日本接着歯学会・
日本レーザー歯学会・日本歯科審美学会

開催：14回の意見交換会

歯科保存の専門性については、一般の歯科医から理解が得られる歯科保存の専門性について協議し、歯科保存学会が先導して制度設計等についてまとめ、先行して認証を受けることで合意した。歯内療学会、日本接着歯学会、レーザー歯学会、日本歯科審美学会の4学会は、連携協力をする事とし、その連携の仕方は、それぞれの学会背景（開業医が多数、他学会専門医の混成等）が異なるので、まず各学会で対応を考えることになった。さらに、現行の学会専門医が機構専門医に移行する際の移行の要件、研修内容、研修施設の基準（主と準施設）について、引き続き検討する。

- ・研修内容の細部における修正が施された。
- ・5学会の連携方法は、歯科保存学会が中心として、それぞれの学会が相互のり入れをする形で、研修施設等の制度構築を具体化する。
- ・研修内容において、症例数等の妥当性について疑念が出され継続協議とした。
- ・歯内療学会から研修施設に関する協議の必要性が提案され、さらなる協議を実施することで合意が得られた。

。

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（3/5）

令和4年2月15日現在

(3) 矯正歯科専門医（仮称）

連携希望学会：日本矯正歯科学会、非社員学会（日本成人矯正歯科学会、
日本矯正歯科協会）

開催：15回の意見交換会を実施した

日本矯正歯科学会が制定した新たな「矯正歯科専門医（仮称）が履修すべき基本研修と臨床研修の要綱」に基づき新規対象者について検討した。3学会の大多数は試験、基本研修、臨床研修ともに要綱の基準をクリアしたが、一部において研修基準をクリアできていないことが判明した。

その後、追加研修の協議に入ったが、修了した研修内容、研修施設、指導医名等について不明瞭な点が抽出され、さらに実態調査を行うことになった。その結果、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会の研修評価に問題があることが判明したため、継続して協議を行っている。なお、新たな矯正歯科専門医認定試験は実施することとなった。

現在、日本矯正歯科学会のみが機構社員のため、申請は日本矯正歯科学会の会員であることが必須条件であり、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会の会員については、2年の猶予期間後は申請対象とならない旨を明確にするとともに、今後の連携に関する工程表の提出を求めた。しかしながら、提出された工程表は十分な内容ではないため、再提出を求めた。

4

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（4/5）

(4) インプラント歯科専門医（仮称） 令和4年2月15日現在

連携希望学会：日本口腔インプラント学会・日本顎顔面インプラント学会・日本臨床歯周病学会

開催：1～3回、5回意見交換会、4回、6～12回は2学会の打ち合わせ会に引き続き、ワーキンググループでの検討(第3回)

当初3学会で協議していたが、関連2学会（口腔インプラント学会、顎顔面インプラント学会）で、研修等条件を策定することになった。

両学会から研修等について、両学会からこれまでの経緯が語られたが、2学会の主張に隔たりが大きく進展が遅れた。さらに、機構より両学会の研修実態について報告を求めたが、自らの存在の意義と相手の欠点を述べるに留まり協議は停滞した。両学会が自ら実施したアンケート結果を用いて、研修方法、研修施設、症例数、施設等の実態について報告があったが、両学会共に機構が求める質の担保に満足いく内容で無く、以下の問題点が抽出された。

①、実技研修が十分に実施されていない研修施設が存在すること。②研修プログラムが無い研修施設がみられたこと、③症例数が十分確保できない研修施設があること。これまでの経緯から、オートノミーにより解決を委ねることは困難と判断し、機構が仲介のうえ両学会とワーキンググループを創り、対面協議することになった。

・両学会における研修内容のSB0sを突合させ、共通部分と特異的な部分を明らかにした。

・特異な部分について、どのような連携が可能か協議し、新制度の研修内容を構築し、その内容に沿って評価方法、研修施設等を協議する予定である。

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（5/5）

(5) 総合歯科専門医（仮称） 令和4年2月15日現在

連携希望学会：日本歯科医学会連合・日本顎関節学会・日本レーザー歯学会・
日本障害者歯科学会・日本口腔インプラント学会・日本有病者
歯科医療学会・日本歯科医療管理学会・日本歯科保存学会・
日本口腔診断学会・日本歯科審美学会・日本老年歯科医学会・
日本歯科薬物療学会

開催：1～4回意見交換会、その後3学会の打ち合わせ6回

厚労省のワーキンググループの提言に基づき、ハイリスク患者や多職種連携へ対応可能な専門性を有する歯科医師の養成として、3学会（障害者歯科、有病者歯科、老年歯科）が連携することが決まった。

現状の各学会の研修内容、施設、専門医数等について提示を求めた。既存の各学会専門医制度は尊重しつつも、新しい専門領域を創るという考えで知恵を集め進めるよう機構より求めた。そのうえで、3学会で構成される新たな専門医制度に関する研修プログラム（研修目標、到達目標等・機構案）を提案し、専門性がわかりやすい症型分類等を用いて考案するよう求めた。また、当該専門領域の専門医名称については、総合歯科でなく、早期に国民が分かりやすい名称を考えることで今後も協議を継続することとした。

また、上記とは異なるゲートキーパー的な歯科医師の役割も必要と示され、別途、機構と日本歯科医師会との協議で、機構の専門医制度と日歯生涯研修を紐づける制度（外付け研修）を考え、すでに第一線で活躍される先生方が専門医を目指せる仕組みについても検討することとした。

歯科専門医領域の協議 に関する進捗状況

日本歯科専門医機構

2022年5月17日現在

1

令和4年5月12日現在

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（1/5）

(1) 補綴歯科専門医（仮称）

連携希望学会：日本補綴歯科学会・日本顎咬合学会

開催：14回の意見交換会を実施した

国民、一般の歯科医（含、歯科医師会）から理解が得られる補綴歯科の専門性について協議し、一定の合意を得た後、専門医の研修要件について協議した。基本的に補綴歯科学会が専門医、研修基準（含、研修施設）を策定し、その基準を基に顎咬合学会（開業歯科医が多い）が、連携することで合意した。

補綴歯科学会は、新制度への移行措置として暫定期間を設け、機構認証移行基準を設定し、まず認定研修機関の代表指導医（103名）を申請し、研修施設の確定を図ることになった。その後、補綴学会指導医・専門医が認証基準を満たした段階で、機構認定専門医として申請するが、学会専門医の移行申請は猶予期間をもって単位の更新を行い、単位を修得したものが更新時期に認定試験を受験する。なお、移行に当たり、新研修要件との整合性を調査し、不足部分は外付けの研修等で補うこととし、具体的内容を決定した。

補綴歯科専門医制度案は、ほぼ固まったので、新専門医認定試験の整備を進めるとともに、整備委員会において機構申請書類作成等の協議を実施した結果、基準を概ね満たすものであるとの答申を受けた。意見交換会においては、引き続き連携学会との連携の仕方について協議を進めることとした。

令和4年5月12日現在

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（2/5）

(2) 歯科保存専門医（仮称）

連携希望学会：日本歯科保存学会・日本歯内療学会・日本接着歯学会・
日本レーザー歯学会・日本歯科審美学会
開催：16回の意見交換会

歯科保存の専門性については、一般の歯科医から理解が得られる歯科保存の専門性について協議し、歯科保存学会が先導して制度設計等についてまとめ、先行して認証を受けることで合意した。歯内療学会、日本接着歯学会、レーザー歯学会、日本歯科審美学会の4学会は、連携協力をする事とし、その連携の仕方は、それぞれの学会背景（開業医が多数、他学会専門医の混成等）が異なるので、まず各学会で対応を考えることになった。さらに、現行の学会専門医が機構専門医に移行する際の移行の要件、研修内容、研修施設の基準（主と準施設）について、引き続き検討する。

- ・研修内容の細部における修正が施された。
- ・5学会の連携方法は、歯科保存学会が中心として、それぞれの学会が相互のり入れをする形で、研修施設、準研修施設等の制度構築を具体化する。
- ・研修内容において、症例数等の妥当性については難易度分類に基づくポイント制とし、経験症例300症例400ポイントとする旨が協議された。
- ・大学中心の主たる研修施設と、主に開業医の準研修施設を設け、互いに補完するイメージで研修施設を構築していく方向で協議を進める。

令和4年4月21日現在

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（3/5）

(3) 矯正歯科専門医（仮称）

連携希望学会：日本矯正歯科学会、非社員学会（日本成人矯正歯科学会、
日本矯正歯科協会）
開催：17回の意見交換会を実施した

日本矯正歯科学会が制定した新たな「矯正歯科専門医（仮称）が履修すべき基本研修と臨床研修の要綱」に基づき新規対象者について検討した。3学会の大多数は試験、基本研修、臨床研修ともに要綱の基準をクリアしたが、一部において研修基準をクリアできていないことが判明した。

その後、追加研修の協議に入ったが、修了した研修内容、研修施設、指導医名等について不明瞭な点が抽出され、さらに実態調査を行うことになった。その結果、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会の研修評価に問題があることが判明したため、継続して協議を行っている。なお、新たな矯正歯科専門医認定試験は実施することとなった。

現在、日本矯正歯科学会のみが機構社員のため、申請は日本矯正歯科学会の会員であることが必須条件であり、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会の会員については、2年の猶予期間後は申請対象とならない旨を明確にするとともに、今後の連携に関する工程表の提出を求めた。しかしながら、提出された工程表は十分な内容ではないため、再提出を求めた。研修の実態、評価方法について、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会会員のうち、日本矯正歯科学会での研修評価が行われているもの以外の、研修評価がされていない先生についての対応策を検討するよう要請した。

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（4/5）

(4) インプラント歯科専門医（仮称） 令和4年5月17日現在

連携希望学会：日本口腔インプラント学会・日本顎顔面インプラント学会・日本臨床歯周病学会

開催：1～3回、5回意見交換会、4回、6～12回は2学会の打ち合わせ会に引き続き、ワーキンググループでの検討(第3回)

当初3学会で協議していたが、関連2学会（口腔インプラント学会、顎顔面インプラント学会）で、研修等条件を策定することになった。

両学会から研修等について、両学会からこれまでの経緯が語られたが、2学会の主張に隔たりが大きく進展が遅れた。さらに、機構より両学会の研修実態について報告を求めたが、自らの存在の意義と相手の欠点を述べるに留まり協議は停滞した。両学会が自ら実施したアンケート結果を用いて、研修方法、研修施設、症例数、施設等の実態について報告があったが、両学会共に機構が求める質の担保に満足いく内容で無く、以下の問題点が抽出された。①、実技研修が十分に実施されていない研修施設が存在すること。②研修プログラムが無い研修施設がみられたこと、③症例数が十分確保できない研修施設があること。これまでの経緯から、オートノミーにより解決を委ねることは困難と判断し、機構が仲介のうえ両学会とワーキンググループを創り、対面協議することになった。

- ・両学会における研修内容のSB0sを突合せ、共通部分と特異的な部分を明らかにした。
- ・両学会から提出されたカリキュラム案について基本的に大きな相違がないことが確認された。ただし、口腔外科、補綴について相互に補完し研修を行うことの必要性が協議された。研修とその評価にあったっては経験症例のみならず、難易度分類によるポイント（単位）制を導入することが協議され、改めて両学会へ持ち帰り検討していくこととした。

5

新たな5専門領域に関する協議の進捗状況（5/5）

(5) 総合歯科専門医（仮称） 令和4年3月31日現在

連携希望学会：日本歯科医学会連合・日本顎関節学会・日本レーザー歯学会・
日本障害者歯科学会・日本口腔インプラント学会・日本有病者
歯科医療学会・日本歯科医療管理学会・日本歯科保存学会・
日本口腔診断学会・日本歯科審美学会・日本老年歯科医学会・
日本歯科薬物療法学会

開催：1～4回意見交換会、その後3学会の打ち合わせ8回

厚労省のワーキンググループの提言に基づき、ハイリスク患者や多職種連携へ対応可能な専門性を有する歯科医師の養成として、3学会（障害者歯科、有病者歯科、老年歯科）が連携することが決まった。

現状の各学会の研修内容、施設、専門医数等について提示を求めた。既存の各学会専門医制度は尊重しつつも、新しい専門領域を創るという考えで知恵を集め進めるよう機構より求めた。そのうえで、3学会で構成される新たな専門医制度に関する研修プログラム（研修目標、到達目標等・機構案）を提案し、専門性がわかりやすい症型分類等を用いて考案するよう求めた。また、当該専門領域の専門医名称については、総合歯科でなく、早期に国民が分かりやすい名称を考えることで今後も協議を継続することとした。

また、上記とは異なるゲートキーパー的な歯科医師の役割も必要と示され、別途、機構と日本歯科医師会との協議で、機構の専門医制度と日歯生涯研修を紐づける制度（外付け研修）を考え、すでに第一線で活躍される先生方が専門医を目指せる仕組みについても検討することとした。現在、各学会から提案されたプログラムを基にプログラム作成を行っている。また、研修の評価については難易度分類に基づく単位制を検討していくこととした。各学会研修制度での不足部分の補完の仕方について今後検討する。

6